平成２１年（フ）第１７０９号
埼玉県北足立郡伊奈町寿３丁目259番地１、旧住所埼玉県上尾市大字上1157番地14
債務者　鳥谷部幸司
１　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
　　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１７１０号
埼玉県北足立郡伊奈町寿３丁目259番地１、旧住所埼玉県上尾市大字上1157番地14
債務者　鳥谷部樹代
１　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
　　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１７１５号
埼玉県北本市二ツ家４丁目47番地１　ペルル北本403
債務者　呈　　康幸（旧姓赤沼）
１　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
　　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１７３３号
埼玉県川口市西川口５丁目５番27号　山本荘101号
債務者　渡部　久馬
１　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
　　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１７６０号
埼玉県川口市青木３丁目７番39号　大塚荘105号
債務者　鈴木　勝行
１　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
　　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１７８５号
埼玉県鳩ヶ谷市南７丁目26番４号　カサコモダ高木301号、住民票上の住所埼玉県蕨市塚越７丁目１番16号
債務者　半澤　宏之
１　決定年月日時　平成22年１月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
　　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１７９９号
埼玉県桶川市北１丁目21番６号
債務者　山田　岸枝
１　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
　　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１８０７号
埼玉県蕨市塚越５丁目31番１号　吉田荘205号
債務者　手塚美代子
１　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
　　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１８２１号
埼玉県加須市久下３丁目345番地13
債務者　矢島　　剛
１　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
　　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１８３０号
埼玉県蓮田市見沼町３番９号
債務者　大場　雅夫
１　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
　　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１８３１号
埼玉県蓮田市見沼町３番９号
債務者　大場　幸子
１　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
　　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１８４６号
埼玉県川口市芝西２丁目２番１号　タウンハイツ７―102号、旧住所埼玉県川口市西川口１丁目11番11―805号　アンセラジオ川口
債務者　大場堅こと　沈　　**堅**
１　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
　　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１８４７号
埼玉県川口市芝西２丁目２番１号　タウンハイツ７―102号、旧住所埼玉県川口市西川口１丁目11番11―805号　アンセラジオ川口
債務者　大場由香里
１　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
　　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１８９４号
埼玉県朝霞市三原２丁目４番15号　ジュネス朝霞103号、旧住所埼玉県朝霞市浜崎４丁目６番55―506号
債務者　緑川　博之
１　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
　　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第５号
埼玉県新座市大和田１丁目22番23号　プレシアンス・マキ壱番館101号室
債務者　赤間　静香
１　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
　　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１３号
さいたま市見沼区大字中川535番地３　坂本荘101号、旧住所埼玉県上尾市愛宕１丁目３番15号　王子ハイツ101
債務者　北側　正之
１　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
　　さいたま地方裁判所第３民事部破産係